

総社市職員給与支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市規則第 6 号

総社市職員給与支給規則の一部を改正する規則

総社市職員給与支給規則（平成 1 7 年総社市規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在しない場合には，当該移動号を削り，移動後号に対応する移動号が存在しない場合には，当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
（地域手当の支給） 第 1 1 条 給与条例第 1 3 条第 1 項の規則で定める地域は，次に掲げる地域とする。 （1）及び（2）略 <u>（3）倉敷市</u> 2 給与条例第 1 3 条第 2 項の規則で定める割合は，次の各号に掲げる地域の区分に応じ，当該各号に定める割合とする。 （1）及び（2）略 <u>（3）倉敷市</u> <u>1 0 0 分の 2</u> 3 略	（地域手当の支給） 第 1 1 条 給与条例第 1 3 条第 1 項の規則で定める地域は，次に掲げる地域とする。 （1）及び（2）略 <u>（3）仙台市</u> <u>（4）伊勢原市</u> <u>（5）富山市</u> 2 給与条例第 1 3 条第 2 項の規則で定める割合は，次の各号に掲げる地域の区分に応じ，当該各号に定める割合とする。 （1）及び（2）略 <u>（3）仙台市</u> <u>1 0 0 分の 6</u> <u>（4）伊勢原市</u> <u>1 0 0 分の 1 0</u> <u>（5）富山市</u> <u>1 0 0 分の 3</u> 3 略

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。